# 長崎県告示第40号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。 平成28年1月19日

長崎県知事 中村 法道

# 第1 起業者の名称

佐世保市

# 第2 事業の種類

中里皆瀬地区公民館駐車場整備事業

#### 第3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県佐世保市上本山町地内
- 2 使用の部分 なし
- 第4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐世保市役所(教育委員会公民館政策課)

# 第5 事業の認定をした理由

平成27年12月8日に佐世保市から申請があった中里皆瀬地区公民館駐車場整備事業(以下「本件事業」という。) は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、起業者である佐世保市が長崎県佐世保市上本山町地内に公民館駐車場を整備するものであり、公民館は法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である佐世保市は、地方公共団体として公民館を設置する権能を有しており、また、本件事業に必要な経費について財源措置を講じていることから、起業者に事業遂行の意思及び能力はあるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- 3 法第20条第3号の要件への適合性
  - (1) 得られる公共の利益

中里皆瀬地域は「佐世保市都市計画マスタープラン」(平成23年3月策定)の中で、公共交通機関の利便性に 課題のある地域とされており、公民館利用者の約75%が自家用車で来館している。

しかしながら、中里皆瀬地区公民館の既存の駐車場台数は33台であり、20台程度の不足が生じており、常々駐車車両が輻輳し駐車枠以外の場所への駐車、詰め込み駐車等での問題が常態化し、利用者間での接触事故等の危険やトラブルを招くなど問題が多々生じている。

本件事業は、このような状況に対応するために実施するものである。

本件事業の完成により、現在不足している駐車場台数20台が整備されることになり、上記問題が解消されることによって、公民館の利便性の向上が図られると認められる。

なお、公民館の利便性が向上することにより、今後の地域における生涯学習の活性化に繋がることも見込まれている。

これらのことから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

希少性がある動物、植物については、本件事業の起業地において分布は確認されていない。

また、本件事業の起業地には文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条の規定に基づき指定された周知の 埋蔵文化財包蔵地はない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の施設規模については、起業者は類似施設との均衡及び駐車場の不足台数を考慮し適正な施設の規模 を算出して決定している。

また、本件事業の起業地の選定にあたっては、起業者は、公民館の利用者用駐車場の整備が目的であることから、公民館近隣地であること、道路沿いに位置すること、高齢者の利用を考慮し前面市道を横断する必要がないことを視点に選定した3箇所の候補地を比較し、社会的、技術的、経済的観点から比較検討を行い、総合的に判断し最も優れているものを選定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから(1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業により 得られる利益は失われる利益に優越し、また、(3)で述べたように、本件事業の事業計画も合理的であることか ら、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は法20条第3号の要件を充足すると判断される。

# 4 法第20条第4号の要件への適合性

# (1) 事業を早期に施行する必要性

現在の中里皆瀬地区公民館は駐車場が不足していることから、常々駐車車両が輻輳し駐車枠以外の場所への駐車、詰め込み駐車等での問題が常態化し、利用者間での接触事故等の危険やトラブルを招くなど問題が多々生じている。

また、地区住民等から市政懇談会をはじめ早期の施設整備について要望が出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

# (2) 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、収用の範囲も、すべて本件事業の用に恒久的に供される部分に限られていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

# 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。